

令和元年度大学ポートレートステークホルダー・ボードに関する報告

1. 大学ポートレートステークホルダー・ボードにおける意見の概要

(1) 大学ポートレートの掲載内容について

国内版については検索の利便性、国際発信版については表示される情報量の少なさについて指摘があった。また、認証評価結果のような一部の大学にとって不利益となる情報の掲載が大学の判断に任せられているのは消費者保護の観点から厳しいとの指摘、新たな入試制度等の基本的な情報はここを見れば間違いないというポータルサイトになれば大学進学希望者からの利用も増すのではないかという意見もあった。

文部科学省中央教育審議会大学分科会に設置された教学マネジメント特別委員会が「教学マネジメント指針」をまとめ、本年1月22日の大学分科会で了承された。指針に記載された事項の公表を義務付けるものではないが、「大学が各自において情報の公表に取り組むことに加え、より効率的・効果的に情報を利用者に届けるために大学ポートレートを活用することも考えられる。」と記載があるように、指針が大学に促す情報公表の取組において大学ポートレートが活用できる場になることが期待されている。また、質保証システム部会により今後議論される予定である各設置基準の見直しにより公表が義務付けられる事項への対応が求められる。

また、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」及び「専門職大学院設置基準」の改正により法科大学院において公表が義務化される事項について定められ、令和2年4月以降に施行されることとなっている。公表事項のうち例えば中退率に関しては情報が独り歩きしないよう中退理由を付して公表することが望ましいが、法定公表項目であるため対応の検討を要する。

(2) 情報活用について

国公立大学情報活用サイトは大学の研究者にとっても利用価値が高く一般にも公開した方がよいという意見、アメリカのCollege Navigatorのようにデータベース化すればより使いやすいという意見があった。

(3) 大学ポートレートの広報について

受験産業の情報に依存している高校の進路指導の場では大学ポートレートがほとんど知られていないため、高校教員に実際に使ってもらう機会が必要との発言があった。また、紙による広報よりもインターネットを用いた広報の方が有効との意見、文部科学省からの働きかけも重要であるとの意見もあった。

(4) 利用者側の意見聴取について

利用者側の視点に立って構築すべきであり、そのために高校生や学生などの意見や感想を聴取し、長所・短所や改善点、何が不足していてどこに不満を感じるかを把握すべきとの意見があった。(1)の意見とともにまとめると、利用者のニーズを把握した上で、利用者を満足させる、すなわち必要な情報が掲載され利便性の高いウェブサイトに改善していくことが求められる。

(5) 大学ポートレートの目的及びステークホルダーについて

昨年度同様、大学ポートレートの目的及びターゲットであるステークホルダーの見直しについて再び話題となった。アカウンタビリティの問題や情報活用の展開を踏まえ、目的やステークホルダーが当初より変化しているのであれば議論が必要との意見があった。また、目的を絞ることで民間ではなく大学ポートレートでしか収集・提供できない情報に活路を見出す戦略を採り、目的に対しての進捗状況を把握し改善を進めるスキームを策定することを別の委員から提案された。一方で、目的やターゲットの転換については、第一のステークホルダーである大学進学希望者及び保護者の大学選びの価値基準を変えることに関わるので、長期的に考えるべきとの意見も別の委員からあった。

2. 大学ポートレート運営会議においてご検討いただきたい課題

以上の指摘を受け、焦点となっている以下の2点の課題について大学ポートレート運営会議においてご検討いただきたい。

(1) 大学ポートレートの目的及びステークホルダーの見直しについて

大学ポートレートの目的及びステークホルダーについての見直しが必要かどうか検討し、必要と判断される場合は長期的な視点で議論の上で方針転換を行う。

なお、現在の大学ポートレートの目的は以下のとおりである。また、ステークホルダーについては、大学進学希望者及びその保護者を最も重要なステークホルダーと位置付け、そのほかに高等学校等の学校関係者、産業界関係者、大学関係者等もステークホルダーとして想定している。

- ・ 大学の多様な教育活動の状況を、国内外の様々な者にわかりやすく発信することにより、大学のアカウンタビリティの強化、進学希望者の適切な進路選択支援、我が国の高等教育機関の国際的信頼性の向上を図る。
- ・ 大学が自らの活動状況を把握・分析するために教育情報を活用することにより、エビデンスに基づく学内のPDCAサイクルの強化による大学教育の質的転換の加速、外部評価による質保証システムの強化を図る。

- ・ 基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、各種調査等への対応に係る大学の負担を軽減することにより、大学運営の効率性の向上を図る。

(参考)

「大学ポートレート（仮称）構築のための論点整理」（抜粋）

（平成24年11月14日 大学ポートレート（仮称）準備委員会（第3回）資料）

3. 公表

（1）公表の目的とステークホルダー

《 具体の論点 》

- 大学ポートレートにおける公表の目的をどのように考えるか。国内外の大学教育に関心を有する者（ステークホルダー）に分かりやすく情報を発信することと考えてよいか。
- ステークホルダーは、大学進学希望者やその保護者などの学費負担者、高等学校関係者、自治体、産業界など多岐にわたる。その中で、どの者を重視するのか。

《 ワーキンググループにおける検討結果 》

- 大学ポートレートにおける公表は、大学教育を取り巻くステークホルダー、中でも、最も重要なステークホルダーである大学進学希望者とその保護者などの学費負担者にとって分かりやすいものとなるよう構築を図っていくことが適当。

（2）法定公表事項の取扱いについて

先述の法科大学院の情報公表に関する法令改正をはじめ、近年は大学に情報公表を義務付けることを定める法令改正が見られる。学校教育法施行規則第172条の2第1項に定める事項については大学ポートレートにおいてもすでに公表項目としているところであるが、学校教育法及び文部科学省の定める高等教育関係の法令に定める公表事項については原則として大学ポートレートの公表項目に追加するのか、従前どおり追加の必要があると認められる事項のみを個別に審議するのか、取扱い方針を検討する。

なお、検討に当たっては、（1）における大学ポートレートの目的及びステークホルダーについての検討内容を考慮する必要がある。

(参考)

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）（抄）

第165条の2 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。

- 一 卒業又は修了の認定に関する方針
- 二 教育課程の編成及び実施に関する方針
- 三 入学者の受入れに関する方針

2 前項第2号に掲げる方針を定めるに当たつては、同項第1号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。

第172条の2 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的及び第165条の2第1項の規定により定める方針に関すること
 - 二 教育研究上の基本組織に関すること
 - 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
 - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
 - 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
 - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
 - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第83条の2第2項、第99条第3項及び第108条第5項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。
- 3 大学院（専門職大学院を除く。）を置く大学は、第1項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第14条の2第2項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準についての情報を公表するものとする。
- 4 大学は、第1項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 5 第1項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。